

平成15年11月10日
周南社協要綱第43号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
法外援護資金貸付要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、低所得者に資金の援護を行うことにより、自立の助長と福祉の増進を図ることを目的として、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に法外援護資金（以下「資金」という。）制度を設ける。

(資金)

第2条 この資金の財源は、次のものをもってあてる。

- (1) 市交付金
- (2) 共同募金B配分金

(会計)

第3条 本会計は、一般会計とし、他の経理と区分するものとする。

(種別)

第4条 この資金は、交付及び貸付けの2種とする。

(対象世帯)

第5条 この資金の対象となる世帯は、周南市に住民登録のある低所得世帯であって、民生委員が交付又は貸付けを必要と認めた世帯とする。

2 この資金の使途が明らかであり、この資金によって更生が可能と認められる世帯でなければならない。

(交付限度額)

第6条 資金の交付限度額は、一世帯に対し15,000円以内とする。

(貸付限度額)

第7条 資金の貸付限度額は、一世帯に対し70,000円以内とする。

(貸付利息)

第8条 資金の貸付けは無利子とする。

(貸付けの制限)

第9条 資金の貸付けを受けている者については、その返還が完了しない間は重ねて貸付けは行わないものとする。

2 資金の交付・貸付けは世帯単位とし、同一世帯からの交付・貸付資金の申請を同時にすることはできない。

(貸付期間)

第10条 貸付けを受けた資金の償還は、貸付けを受けた月の翌月から均等償還とし、貸付期間は14か月以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由を認めるときは、据置期間を3か月以内とすることができる。

(申請手続)

第11条 資金の交付を受けようとする者は交付申請書（別記第1号様式）を、貸付けを受けようとする者は借入申込書（別記第2号様式）・民生委員の調査意見書（別記第3号様式）・借用書（別記第4号様式）及び本人並びに連帯保証人の住民票を添えて、社協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、被保護世帯については福祉事務所長の意見を付して、会長に提出しなければならない。

（保証人）

第12条 貸付けを受けようとする者は、次の各号の要件を備えた連帯保証人一人をたてなければならない。

- （1）市内に居住する成年者で民生委員の認める者とする。
- （2）借受人は、他の借受人の連帯保証人となることはできない。
- （3）連帯保証人になった者は、この資金の借受人となることができない。

（貸付決定）

第13条 会長は第11条の申請書・申込書の提出があったときは、すみやかに審査のうえ、交付又は貸付けの可否を決定しなければならない。

（償還の手続）

第14条 借受人は、借入申込書による償還計画に従い、定められた期日までに償還しなければならない。

（償還の猶予）

第15条 借受人が定められた償還期日までに、償還金の納入が不可能と思われる特別な事由が生じたときは、6か月を限度として貸付期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により、償還の猶予を受けようとする者は、その理由・猶予後の償還計画を記載した申請書を民生委員を通じて会長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 担当民生委員は、前項の猶予申請書（別記第5号様式）を受けたときは、必要な調査を行い、意見を付して会長に提出しなければならない。
- 4 会長は、猶予の申請を受けたときは調査の結果、猶予の承認・不承認を担当民生委員を通じて通知するものとする。

（減 免）

第16条 会長は、資金の貸付けを受けた者が不慮の災害等を受けたことにより、貸付金の償還が著しく困難となったときは、その者の申請（別記第6号様式）に基づき、その一部又は全部を減免することができる。この場合、前条各号に準ずる手続きをするものとする。

- 2 会長は、前項の規定によって減免の措置をした場合は、次の理事会に報告しなければならない。

（届出の義務）

第17条 借受人及び連帯保証人が住所を変更した場合、改名又は改姓した場合（借受人又は連帯保証人が死亡した場合又は行方不明となった場合にはその相続人）は、地区民生委員を通じて会長に届出なければならない。

（専 決）

第18条 この要綱のそれぞれの条件を具備しておるものは、支部長の専決を以って、交付又は貸付けを行うことができる。

（民生委員の役割）

第19条 担当民生委員は、この資金の対象となる低所得世帯を調査し、資金のあっせん等すると共に、交付・貸付及び償還業務に協力し、借受人に対し必要な援護指導を行うものとする。
(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年12月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人周南市社会福祉協議会徳山支部法外援護資金貸付要綱（平成15年周南社協要綱第5号）及び社会福祉法人周南市社会福祉協議会新南陽支部貸付金要綱（平成15年周南社協要綱第18号）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の前日までに、社会福祉法人周南市社会福祉協議会徳山支部法外援護資金貸付要綱（平成15年周南社協要綱第5号）及び社会福祉法人周南市社会福祉協議会新南陽支部貸付金要綱（平成15年周南社協要綱第18号）に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為とみなす。